

初診の方へ

紹介状と選定療養費に関するお知らせ

初診時選定療養費について

「初診時選定療養費」は、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度であり、初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療等は病院（200床以上）で行うこととなっております。

これにより、当院では「紹介状（診療情報提供書）」をお持ちでなく、直接来院された初診の方につきましては、原則、初診に係る費用として 初診時選定療養費 1,650 円（税込）をお支払いいただくことになります。

なお、受診当日に「紹介状（診療情報提供書）」を持参するのを忘れた場合も同様の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

【初診とは】

初めて受診される方の他、前回受診日から3か月以上期間が空いた場合は、原則「初診」扱いとなります。

【紹介状（診療情報提供書）とは】

文書による他の保険医療機関（病院・診療所等）からの紹介状及び検診結果に係る医療機関宛の文書がこれに該当し、名刺等による簡単な文書は該当しません。

【紹介状をお持ちではなく、初診に該当する場合について】

① 選定療養費のお支払いが必要な方

- (1) 過去に当院で受診されていた方が任意に診療を中止し、新たに初診の適用となる場合
- (2) 過去に受診された病気が治癒し、別の病気または同じ病気で受診する場合
- (3) 医科（歯科以外の診療科のこと）受診中に歯科に初診で受診する場合
- (4) 歯科受診中に医科に初診で受診する場合

② 選定療養費のお支払いが不要な方

- (1) 救急患者等の緊急による初診の場合
- (2) 下記の保険をお持ちの方
心身障害医療、生活保護法、指定難病、予防法、精神衛生法
更正医療、労働災害、公務災害、交通事故、公立学校共済組合